

令和 6 年度 多久市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

目 的

多久市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。このため、多久市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では、毎年度、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

1. 位 置 付 け

アクションプログラムは、多久市耐震改修促進計画に基づき策定する。

対象地域	多久全域
対象建築物	多久市内の住宅で、建築基準法(昭和25年法律第20号)における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)前に建築工事に着手したもの
計画期間	令和令和2年度から令和7年度までとし、目標の達成状況、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直し等を行う。

2. 取 組 内 容 ・ 目 標 ・ 実 績

(1)令和6年度の取組内容

①財政的支援

住宅の耐震診断及び耐震改修に要する費用の一部を補助する。

②普及啓発

- ・耐震診断を行った所有者への戸別訪問の実施
- ・補助を受けて耐震診断を行った所有者等へ結果報告に併せて耐震改修資料を送付
- ・全戸配布する市報に支援制度に関する情報を掲載
- ・市ホームページに耐震に関する補助制度及び耐震改修等の必要性について周知
- ・行政放送にて支援制度に関する案内

(2)令和6年度の目標

- ・住宅耐震診断 3 件
- ・住宅耐震改修 1 件

(3)前年度までの実績

年度	R2	R3	R4	R5
耐震診断(件)	0	0	0	0
耐震改修(件)	0	0	0	0

3. 自 己 評 価(令 和 5 年 度)

(1)取組実績

- ・市報及びホームページを使って支援制度の周知を図った。
- ・支援制度のチラシを全戸配布した。

(2)前年度の課題

- ・今後、更なる耐震診断・耐震改修の必要性や補助制度の周知を行う必要がある。

(3)改善策

- ・防災対策と併せて耐震改修について周知するなど、支援制度の PR を強化する。